

安全推進室だより Vol21

安全管理のキーマンを育成しよう

～もったいない「指摘事項なし」の内部監査～



内部監査の実施方法としては、自社以外の関連企業等に依頼する監査と、国や専門機関等に依頼する監査がありますが、自社の社員でまかなう体制が構築できればそれに超したことはありません。

そのためには、自社で内部監査員を育成し監査を効果的に実施することが必要となってきます。

年間計画に基づいた各種取組をチェックするうえで目標の達成が困難な時などは、やっていないことを指摘する「犯人さがし」に陥りがちですが、その背後にある「要因を見出す目」や、その「対策」、安全管理体制に「与える影響」などを測ることが出来る監査員がいることで、内部監査の結果が随分違ってくるものです。

逆に、監査を実施しても「指摘事項なし」で終わってしまうのでは、これほど勿体ないことはありません。

内部監査の監査員は出来るだけ1名ではなく2名以上で実施することが推奨されています。

監査の客観性を確保するためにも、監査を受ける部門の業務に従事していない者が実施することを求められますが、あとの1人は業務に精通している者も加えることが出来れば効果も倍増してきます。

右図では、内部監査要員として必要な一般的な知識・技能を掲げていますが、これ以外でも、関連会社や業界団体、または外部で実施されるセミナーの受講、力量のある内部監査員が実施する監査への立会い、事前のロールプレイ、監査実施後の反省会・検討会等を行うことにより監査員の力量の向上を図ることが出来ます。

内部監査要員として必要な
一般的知識・技能

1. 監査の手順、方法、技法
2. マネジメントシステムの基本 (ISO9001等の知識)
3. ガイドライン及び安全管理規程
4. 事業者内部の状況(業務内容)
5. 業務に適用される関係法令及び、その他の要求事項

国土交通省

内部監査終了後の措置

1. 不具合の問題を解決する。
 - 当面の問題を一時的に修正する。
 - 問題の根本を見極め、再発防止策を行う。
2. 改善後の活動を行う。
 - フォローアップで改善状況(有効性)を確認する。
 - 監査のシステムそのものを見直すことも。

国土交通省

新たな内部監査員を任命したら、自社の安全管理体制全般を監査せずに、現場で取り組んでいる安全重点施策の実施状況等に絞りこむなど、監査に入りやすいものから徐々に始めてもいいと思います。

現場では、適切な目標が設定されているか、目標を達成するための適切な取組計画が立てられているか、目標は達成されているかなども「5W1H」を用いた手法で実施することにより不具合も見えてきます。

取組が進んでいる点や、アイデアが凝らされている点などの優良事例は、他の部署や乗務員等にも展開することも忘れてはいけません。

監査されるというイメージをなくすためには、例えば

「安全取組発表会」と位置づけ、若い監査リーダー(キーマン)に任せ、皆でワイワイやることも一案です。

また、内部監査要員は特定の人に限ることなく、なるべく多くの者に携わってもらうことが出来れば、皆が安全管理についての意識を持つようになり、自社の安全風土を構築する近道になると思います。